

第2次「高知県DV被害者支援計画 24年度計画」

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
1 (1) ①	●ブロック別関係機関連絡会議の開催	●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、福祉保健所、社会福祉協議会、民生・児童委員などで構成するブロック会議を開催する。年度の前半に関係機関等との事前調整を行い、2ブロックでの開催を目指す。	●第2次計画では、地域の役割が大きくなっているが、地域での体制はまだ不十分である。 ●地域でDV被害者支援に取り組む意識づくりと、支援するにあたっての、情報提供や研修等の側面支援を行う必要がある。 ●これまで、市町村DV担当課と十分連携がとれていない、また、主たる関係機関が福祉部門であることから事前調整に時間をかける必要がある。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所	13
	●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大	●DV被害者支援等を行う関係機関等集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議及び専門研修を1回開催 ●参加機関の拡大の検討(町村)	●専門研修は、徐々にレベルアップを図ればいいが、担当者の異動等もあり参加機関の平準化がかなり困難である。 ●市町村は、市(福祉事務所)のみ参加しているが、これまであまり研修等を受けていない町村とのレベル差をどう埋めていくかの検討を要する。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ	13
	●市町村との連携強化	●ブロック別関係機関連絡会議を2ブロックで実施 ●市町村訪問等によるDV被害者支援計画の周知(15程度) ●広報素材の提供等による市町村の支援	●第2次計画では、市町村の役割が大きくなっているが、市町村にその意識はあまりないと思われる。 ●市町村が主体的にDV被害者支援に取り組む意識づくりと、市町村が支援するにあたっての、情報提供や研修等の側面支援を行う必要がある。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	13
	●庁内及び関係機関との情報共有の充実と適切な情報管理の徹底	●2回の関係課担当者会を実施 【目的】 情報共有、連携体制の構築、課題等の協議 ●緊急課題に対応した関係機関との連絡会の開催 ●ブロック別関係機関連絡会議及びDV対策連携支援ネットワークの開催等 ●関係団体等の会議などの機会を捉えた協力依頼 ・DV被害についての周知 ・被害者支援の協力依頼 ・広報	●人事異動で、それまでの連携関係が元に戻らないよう、連携関係の継続性、守秘義務の徹底が求められる。 ●DV所管課が福祉部門と異なることから、福祉関係機関等との関係を築く機会が少ないので、福祉所管課に会議等の情報を提供してもらえる関係が必要 ●課題についての共通認識を持ってもらえるようデータの収集、整理が必要 ●課題など、会議内容の実務への反映の検討 ●定期的に情報交換ができる会議の設定					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 県立病院課 教育委員会 警察本部 ソーレ	13
	●民間支援団体との連携及び活動助成	●ブロック別関係機関連絡会議及びDV対策連携支援ネットワークの開催 ●民間シェルターに対する運営費補助	●民間支援団体が県中央部に多いことから、各地域で支援してくれる団体を増やす必要がある。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	13

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
1 (1) ②	●県基本計画の策定と取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2次計画の取組の実行</li> <li>●PDCAを活用した進捗管理の実施(今年度はPのみ)</li> <li>●県及び高知市との連携によるソーレ事業の実施</li> <li>●関係課担当者会の開催</li> <li>●担当者会等を通じた関係機関の情報の把握</li> <li>●相談窓口での相談対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●庁内各課が事業を進めるうえで、常にDV被害者支援の視点を持ってくれる体制が必要</li> <li>●各機関の計画内容、進捗状況を把握し、現場への指導</li> <li>●DV被害の現状を反映したソーレ事業の実施</li> </ul>					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 県立病院課 教育委員会 警察本部 人権啓発センター ソーレ	13
	●市町村基本計画の策定と取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画プランで、DV被害者支援計画となりうる内容を盛り込んでもらう形での計画策定の働きかけ(男女共同参画サポート事業の活用も含め働きかける。)</li> <li>●市町村地域福祉アクションプランとの連携の働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村では基本計画の策定に取り組む気運が低い。</li> <li>●市町村DV担当課は、男女共同参画担当課が兼ねていることが多く、具体的な支援策の所管課と異なる場合が多い。(市町村内の連携が重要)</li> </ul>					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	13
1 (2) ①	●学校・保育所・幼稚園における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●より質の高い保育・教育・親育ち支援の充実に向けた支援</li> <li>●人権教育年間指導計画の充実に向けた指導、支援</li> </ul>						私学・大学支援課 教育委員会	14
	●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学級経営ハンドブック(仮称)の作成</li> <li>●個別の指導計画の作成・充実</li> <li>●校内支援体制づくり、学級経営におけるミドルリーダーの育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各課の連携</li> <li>●校種間の連携</li> </ul>					教育委員会	14
	●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●私立学校人権教育指導業務(委託) <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援</li> <li>・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援</li> </ul> </li> <li>●小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介</li> <li>●人権教育セミナーの開催</li> <li>●高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校の求める支援に適切に対応していくことが必要</li> <li>●中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止に対する認識不足</li> </ul>					私学・大学支援課 教育委員会 ソーレ	15

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) ・アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
1 (2) ①	●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	●各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう働きかけ ●文化生活部職員を対象にした女性の人権研修の実施 ●県職員の人権研修は各職場での実施が原則のため、人権問題指導者研修や、人権啓発研修テキスト等で研修を支援 ●小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。 ●人権教育セミナーの開催	●人権研修そのものには、毎年各所属で取り組んでいるが、DVが人権侵害のひとつであることの意識が薄い。 ●DVが研修課題とされるかは各職場の判断					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権課 教育委員会 人権啓発センター	15
	●市町村職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	●市町村職員を対象とした人権研修に、DVを取り上げてくれるよう働きかけ ●ブロック別関係機関連絡会等でのDV防止研修の実施 ●研修会への研修講師について各市町村に周知 ●各市町村を対象とした研修及び広報活動	●市町村職員を対象とした人権研修は、各自治体で取り組んでいると考えられるが、DVが人権侵害のひとつであることの意識が薄い。 ●DV防止についてが研修課題とされるかは市町村の判断 ●市町村内部でのDV防止に対する認識が不十分 ●DVに対する市町村の関心度は高くないので、子への虐待と絡めた話をする必要がある。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権啓発センター ソーレ	15
	●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	●市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかけ ●民生児童委員や女性団体等へのDV防止研修の実施(3団体) ●市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会の開催 ●人権教育推進講座支援事業の開催・講座等への講師派遣 ●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知 ●各市町村(地域)を対象とした研修及び広報活動	●人権研修には取り組んでいると思うが、DVが人権侵害のひとつであることの意識が薄い。 ●DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断 ●各市町村(地域)でのDV防止に対する認識が不十分 ●DVに対する市町村の関心度は高くないので、子への虐待と絡めた話をする必要がある。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 教育委員会 人権啓発センター ソーレ	15
	●職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	●職域において、パワハラやセクハラ、雇用機会均等々とあわせ、DVの研修にも取り組んでももらえるよう働きかける。 ●企業等の職員を対象にしたDV防止研修の実施(1団体) ●講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知 ●職域(企業等)を対象とした研修及び広報活動	●人権研修には取り組んでいると思うが、パワハラ等がメインだと思われ、DVが人権侵害のひとつであることの意識が薄い。 ●DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断 ●職域(企業等)でのDV防止に対する認識が不十分					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権啓発センター ソーレ	15

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
1 (2) ②	●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発	●県民に繰り返し幅広く広報 さんSUN高知/テレビ・ラジオ/ 人権啓発センターCM/ソーレスコープ ●DV防止をテーマとしたCMの制作、放送 ●ホームページ等を活用した啓発情報の発信	●相談が増えているとはいえ、DV経験者が約3割であることから考えると、まだまだ潜在しており、広報素材の工夫や広報の強化が求められる。 ●DVが県民に十分知られていない。 ●被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 ●県の広報紙での掲載の拡充					県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ	15
	●市町村における広報紙等を活用した意識啓発	●広報の働きかけと広報素材等の提供	●現状では、広報している市町村も県からの依頼に応じている状況なので、主体的に広報に取り組んでもらう必要がある。					県民生活・男女共同参画課	15
	●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発	●高齢者・障害者等向けの効果的な広報チラシ等の検討 ●民間団体と協力し、啓発用のティッシュ及び県民啓発カードの作成と街頭配布(11月強化月間中) ●コンビニ、量販店、行政機関を通じて、DV啓発パンフレット、DV啓発カード等の配布 ●配布先の新規開拓	●高齢者・障害者等、情報弱者と言われる人たちに、必要な情報がいきわたっていないことから、広報のやり方の工夫が必要 ●配付先でのDV防止への理解、配布先の展示スペースの問題等により、配布先の新規開拓が困難					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ	15
	●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した集中的な広報啓発	●市町村広報誌等での啓発記事の掲載を働きかけ ●電車広告など、様々な媒体の活用を検討 ●DV防止をテーマとしたCMの制作、放送 ●DV防止講演会の開催及び広報活動 ●民間団体と協力し、啓発用のティッシュ及び県民啓発カードの作成と街頭配布(11月強化月間中) ●「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中の記者クラブへの情報提供	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に講演会等を行っているが、周知が不十分 ●新聞やテレビ、ラジオでのDVIに関する報道が少ない。 ●被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 ●DV防止講演会の集客に関して、共催団体の積極的な広報活動					県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ	16
	●高齢者、障害者、外国人の相談窓口でのDVIに関する広報啓発	●高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報紙への記事掲載等の検討 ●新聞やラジオ等による認知症コールセンターの周知 ●障害者相談支援従事者等への情報提供・周知 ●DVIに関するチラシ等の収集と多言語化	●高齢者総合相談センターリーフレットを毎年配布するが、相談件数が減少しているため、配布方法の検討が必要 ●より多くの県民への認知症コールセンターの周知 ●障害者相談支援の実施主体である市町村との情報共有や連携 ●予算					高齢者福祉課 障害保健福祉課 文化・国際課	16
	●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発	●思春期相談センター広報用名刺大カードを思春期の子どもたち(中学生・高校生に)配付 (DVを含む性の相談がある場合に利用できるようにしていく。)	●学校や関係機関が思春期相談センターの活動を理解し、思春期の子どもたちに気軽に利用できるよう声かけの協力が必要である					健康対策課	16

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
1 (2) ③	●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用	●県民に繰り返し幅広く広報 さんSUN高知/テレビ・ラジオ/ 人権啓発センターCM/ソーレスコープ ●DV防止をテーマとしたCMを制作、放送 ●ソーレホームページや広報紙等による意識啓発	●デートDVが県民に十分知られていない。 ●学校現場のデートDVに関する問題意識が高くなく、PTAも、デートDVを身近なこととは捉えていない。 ●若年者向けの効果的な広報媒体の開拓 ●他の人権課題についても取組を行っているため、被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する必要がある、デートDVのみのCM作成は困難 ●県・市町村の広報紙での掲載の拡充					県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ	16
	●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発	●若年者向けのチラシ等作成の検討 ●教育委員会及び学校現場、PTAに対する情報提供 ●民間団体と協力し、啓発用のティッシュ及び県民啓発カードの作成と街頭配布(11月強化月間中) ●デートDV啓発パンフレット等の作成及び配布	●若年者向けの効果的な広報媒体の開拓 ●学校現場のデートDVに関する問題意識が高くなく、PTAも、デートDVを身近なこととは捉えていない。 ●配付依頼先におけるデートDVに対する認識不足により、配布先の確保が困難					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ	16
	●中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施	●小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介 ●「人権教育指導資料集(学校教育編)Let's feel じんけん〜気付きから行動へ〜」の周知 ●中学校・高校・大学・保護者等へ対して、人権教育研修の実施に向けての働きかけ	●中学校、高校、大学等及び保護者のデートDVに対する認識が不十分					私学・大学支援課 教育委員会 ソーレ	16
	●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	●小中学校人権教育主任連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介 ●人権教育セミナーの開催 ●教員に対して、人権教育研修の実施に向けての働きかけ	●教員及び教育委員会のデートDVに対する認識が不十分					私学・大学支援課 教育委員会 ソーレ	16
	●児童生徒が安心して相談できる環境づくり	●研修会等で、デートDVや虐待に関する情報提供を実施 ●健康観察の実施やスクールカウンセラー等による専門的視点からの「気づき」をもとにした、気になる子どもへの声かけやアプローチ						私学・大学支援課 教育委員会	16
	●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発	●電話、メール相談等に思春期の男女交際や男女間の性に関する悩み相談のある場合、男女の性の発達に関する正しい性知識の情報提供やDV予防に関する理解を深めるよう支援	●学校や関係機関が思春期相談センターの活動を理解し、思春期の子どもたちに気軽に利用できるよう声かけの協力が必要					健康対策課	17
1 (3) ①	●配偶者暴力相談支援センターへの自立支援員の配置	●継続配置(1名)	●配置の継続 ●広域対応が困難					女性相談支援センター	18

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ	
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等							
1 (3) ②	●相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	●各種の研修の情報を積極的に取入れ可能な限り参加させる。 ●国立女性会館での研修及び県内外での相談員の専門研修への参加 ●相談員スキルアップ研修の主催及び受講等	●相談員のスキルレベルに合った研修の確保 ●専門研修への参加による相談業務への反映					女性相談支援センター ソーレ	18	
	●直接被害者と接する県、警察及び市町村相談窓口職員等に対する研修の実施	●DV対策連携支援ネットワーク専門家研修の充実及び市町村担当者の参加の検討 ●関係部署を集めての連携会議の開催 ●要保護児童地域対策協議会実務者会開催時に併せた研修の実施 ●研修への積極的な参加によるスキルアップ ●市町村職員に対する研修実施 市町村児童家庭相談担当新任職員研修等 ●児童相談所所内研修の充実 ●職場教養の充実	●相談員等担当職員の交代による相談対応能力の低下を招かないような、スキルの平準化 ●個別検討会を通してレベルアップをしているものの、DV対応経験のある市町村でも市町村間での温度差があるため、研修を実施する市町村によって研修内容を変える必要がある。 ●DV問題についての理解の向上 ●限られた研修会における効果的な指導教養方法の検討 ●実務教養時の資料作成					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 警察本部	18	
	●被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配付	●市町村担当者、警察署、法務局等DV担当者向けにDV被害者サポートブックを作成し配布							女性相談支援センター	19
	●各種研修情報の収集及び提供	●各種研修情報の収集及び提供	●市町村職員などが気軽に参加できるような、身近な場所での研修が少ない。						県民生活・男女共同参画課	19
	●相談員に対するスーパーバイズの実施	●精神科医によるスーパーバイズの実施	●相談員の経験年数、スキルレベルの格差						女性相談支援センター	19
	●女性相談支援センターと児童相談所との連絡協議会の開催	●女性相談支援センター・児童相談所連絡協議会開催 (中央児相1回、幡多児相1回)	●DV被害者の同伴児への緊急対応について確認 ●DV被害者の同伴児の心のケアについて ●情報共有と役割分担について再確認						女性相談支援センター 児童相談所	19
1 (3) ③	●各種メンタルヘルス研修受講の推進	●精神保健センター等でのメンタルヘルスケア研修の受講	●職場職員の精神的フォローアップ体制の充実					女性相談支援センター	19	
	●相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備	●毎日の職員ミーティングの推進 ●職員を対象にしたメンタル相談の活用	●忙しくて相談員の悩みを受け止められないことがある。					女性相談支援センター	19	

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
1 (4) ①	●現場警察官の加害者への対応能力の向上	●専門教養の実施	●専門教養を行う場が限られていることから効果的な教養の実施方法の検討 ●他の教養方法についての検討					警察本部	20
	●保護命令が出された加害者に対する警告の実施	●保護命令発出直後に裁判所において加害者に指導警告を実施	●現状では保護命令違反もなく、指導警告が効果的に実施されていると判断する。					警察本部	20
	●被害者や支援者の安全確保	●被害者方の警戒、巡回の強化、加害者の行動の把握	●被害者の意思、加害者の行動をよく把握した上で被害者方の警戒、巡回を行う必要があり、その方法をどのようにするのかの検討					警察本部	20
1 (4) ②	●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討	●国や他県、他課等からの情報を収集し、関係者に情報提供を図るとともに、活用策を検討する。	●県において独自の調査研究は行っておらず、国においてもこれといった対策がないとされ、加害者更生プログラムに関する情報も多くない。					県民生活・男女共同参画課 ソーレ	21
	●加害者への情報提供	●DV問題についての広報啓発の充実 ●加害者の状況に応じての、相談窓口等の情報提供	●加害者意識が低い。 ●加害者へ情報提供ができる体制への準備及び人員の不足					女性相談支援センター ソーレ	21
1 (4) ③	●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知	●加害者に気づきを促し、相談につなげるためにポスターや相談カードを作成・配布 ●DVが子どもなど回りに与える影響についての広報啓発 ●加害者相談窓口の周知 ●機関紙でのDV防止の意識啓発	●加害者は、男性が多いことから男性向け相談窓口の拡充、周知が必要 ●相談につながりにくい ●男性相談窓口を周知する相談カードの配布先の新規開拓					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ	21
	●精神保健福祉センター等での「心の健康相談」の実施	●専門性を生かした相談支援の実施 ●相談に応じ随時対応 ●精神保健福祉業務として「心の健康相談」を定期で実施	●関係機関とのネットワークと連携					精神保健福祉センター 福祉保健所	21
1 (4) ③	●ソーレでの相談の実施	●一般相談や男性相談での対応 ●必要に応じて専門機関の紹介	●ソーレにおける男性相談を周知する相談カードの配布先の新規開拓					ソーレ	21
	●思春期相談センター「PRINK」における気づきの促進	●電話相談、メール相談に、DV(デートDV含む)の相談があった場合、DVに対する予防や正しい知識の情報提供を行う。	●学校や関係機関が思春期相談センターの活動を理解し、思春期の子どもたちにデートDVなどで性に関する問題がある場合に、気軽に相談するよう声かけの協力が必要					健康対策課	21

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) ・アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
2 (1) ①	●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知	●県民に繰り返し幅広く広報 さんSUN高知/テレビ・ラジオ/ 人権啓発センターCM/ソーレスコープ ●DV防止をテーマとしたCM(配偶者暴力相談支援センター連絡先有)を作成、放送 ●ソーレホームページへの配偶者暴力支援センター案内の記載	●相談が増えているとはいえ、DV経験者が約3割であることから考えると、まだまだ潜在している。 ●DV/配偶者暴力相談支援センターが、県民に十分知られていない。 ●テレビCMは県民に広く周知することができるが、放送期間が限られる。 ●ソーレホームページでの、効果的な配偶者暴力支援センターの周知方法					県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ	22
	●市町村における広報紙等を活用した周知	●広報素材等の提供	●現状では、広報している市町村も県からの依頼に応じてくれている状況なので、主体的に広報に取り組んでもらう必要がある。					県民生活・男女共同参画課	22
	●リーフレット等を活用した周知	●高齢者・障害者等、的を絞った広報ツールの検討 ●DV被害者、DV被害者担当、DV被害者支援者、デートDV向けなど、各種リーフレットを市町村や研修会を通じて配布 ●デートDV啓発パンフレット等への配偶者暴力相談支援センター案内の記載	●高齢者・障害者等、情報弱者と言われる人たちに、必要な情報がいきわたっていない。 ●パンフレットの活用方法について、関係者に研修会で説明を行っていく。 ●デートDV啓発パンフレット等での、配偶者暴力相談支援センターの周知方法					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ	22
	●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した周知	●市町村広報誌等での啓発記事の掲載を働きかけ ●電車広告など、様々な媒体の活用を検討 ●DV防止をテーマとしたCMの放送 ●DV防止講演会の開催及び広報活動 ●民間団体と協力し、啓発用のティッシュ及び県民啓発カードの作成と街頭配布(11月強化月間中) ●「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中の記者クラブへの情報提供	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に講演会等を行っているが、周知が不十分 ●新聞やテレビ、ラジオでのDVに関する報道が少ない。 ●DV防止講演会の集客に関して、共催団体の積極的な広報活動					県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ	22



項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
2 (1) ②	●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	●緊密な情報共有 ●郡部に一時保護委託先を確保 ●一定の支援を地域で行うため、市町村・福祉保健所の対応力を強化	●定期的な連絡会の開催 ●日常的な連絡調整を確実に行う。 ●危機意識の共有化 ●夜間及び緊急時で、ホテルや一時保護所に避難できない場合の避難先の確保					女性相談支援センター 警察本部	23
	●警察との情報共有及び連携の強化	●緊密な情報共有 ●定期的な連絡会の開催 ●日常的な連絡調整を確実に行う	●多くの被害者の救済のため、配偶者暴力相談支援センターの機能や、保護命令制度・各種の支援措置を伝える必要がある。 ●平素の連携、事案都度の連絡対応で、お互いの円滑な措置が行えるよう意思疎通が必要					女性相談支援センター 警察本部	23
	●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化	●各分野の機関紙等での啓発のため、庁内に協力依頼、団体等への直接要請 ●看護協会や医師会との連絡会議の実施 ●DV対策連携支援ネットワーク会議の開催 ●医療機関に対し、必要に応じ継続した啓発 ●相談に応じて個別検討会を実施し、関係機関の情報共有及び共通認識のもと支援体制を構築 ●状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助の実施 ●医療相談室の面接室等に相談機関カード等を配置するなど情報提供窓口としての機能を整備 ●指導事務担当者会において、DV被害者支援について情報提供	●医療・福祉・教育・司法関係者に対する働きかけの機会が少ない。 ●市町村窓口担当のスキルアップが必要 ●子どもとの関わりを通じ、必要な関係機関との情報共有と連携の強化					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 医事業務課 福祉保健所 児童相談所 県立病院課 教育委員会	23
	●子どもの権利110番との連携強化	●法務局との連携 ●法務局も含めた担当者名簿の作成等、連絡網の検討	●子どもからのSOSが、DV被害者支援につながりにくい。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	23
	●苦情処理の体制整備	●職員研修等の実施による二次被害の防止 ●苦情があった場合には情報共有等を実施 ●相談時、退所時のアンケートの実施 ●相談機関連絡会での情報共有 ●配偶者暴力相談支援センターとの連携により体制の確立	●苦情に対する迅速で適切な処理 ●一連の対応の中での二次的被害の存在について、単一機関では判断できない場合があり、他機関との連携によってこれを補わなくてはならず、それができる信頼感がお互いに必要					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 警察本部	23
2 (2) ①	●相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	●各種の研修の情報を積極的に取入れ可能な限り参加させる。	●相談員の経験年数、スキルレベルに合った研修の確保					女性相談支援センター	24

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
2 (2) ①	●相談員に対するスーパーバイズの実施	●精神科医によるスーパーバイズの実施	●相談員の経験年数、スキルレベルの格差					女性相談支援センター	24
2 (2) ②	●住民の身近な窓口として、福祉保健所でのDV被害者の支援	●相談に応じて所内で情報共有をしたうえで、被害者に対して各種福祉制度等情報提供を行う。	●市町村窓口担当のスキルアップが必要					福祉保健所	25
	●福祉保健所との連携強化	●DV被害者支援ネットワーク会議での情報提供 ●日頃からの相互理解の推進 ●生活保護、育児支援での家庭訪問など、日常業務の中でDVが疑われる場合はあれば、福祉保健所内で情報共有した後、配偶者暴力相談支援センターと連携を行い、状況に応じて支援	●担当者の打合せによるDV被害者のニーズに合った支援 ●福祉保健所内(生活保護担当)での連携					女性相談支援センター 福祉保健所	25
	●児童相談所との連携強化	●関係機関や県民等に子どもたちの状況や、DVが子どもに与える影響を伝え、理解を求める。 ●児童相談所との定例会の実施 ●状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助の実施	●DVにかかる子どもの心理的ケアの必要性が関係機関にまだ認識されていない。 ●子どもに関わる関係機関に、子どもの心のケアを行う人材が不足している。 ●連携の強化					女性相談支援センター 児童相談所	25
2 (2) ③	●住民の身近な窓口として、市町村相談窓口でのDV被害者の支援	●市町村ごとにDV被害者支援のサービスについて話し合う場に出向く。	●市町村間の温度差 ●町村の職員体制のせい弱さ					女性相談支援センター	25
	●市町村の取組に対する助言等	●DV被害者支援に関する相談や取組への助言の実施	●相談員等職員のスキル					女性相談支援センター	25
2 (3) ①	●高齢者、障害者、外国人の相談窓口での周知	●高齢者総合相談センターのリーフレットの配布及び市町村広報誌への記事掲載等の検討 ●新聞やラジオ等による認知症コールセンターの周知 ●障害者110番や障害者相談支援事業所でのパンフレット配布等 ●配偶者暴力相談支援センターに関するチラシ等の収集と多言語化	●高齢者総合相談センターリーフレットを毎年配布するが、相談件数が減少しているため、配布方法の検討が必要 ●より多くの県民への認知症コールセンターの周知					高齢者福祉課 障害保健福祉課 文化・国際課	26

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
2 (3) ①	●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置	●ターゲットを絞ったチラシ等の作成の検討 ●国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置 ●国際交流協会等の生活相談窓口へ外国語パンフレットを備え付け ●配偶者暴力相談支援センターに関するチラシ等の収集と多言語化	●一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。 ●備え付け先の関心度					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 文化・国際課	26
2 (3) ②	●各団体の研修会等でのDV防止のための啓発	●それぞれの分野の相談窓口との連携 ●関係団体に対する研修会等の実施の働きかけ ●民生・児童委員や人権擁護委員、支援にかかわる団体の研修機会を通じた啓発 ●高齢者及び障害者権利擁護連携会議を通じて、構成団体の交流の推進 ●障害者虐待防止法の研修での周知等 ●連絡会、イベント時でのDVの周知	●DV担当課が、通常福祉関係団体等とのつながりが ない。 ●高齢者及び障害者権利擁護連携会議の構成団体、職種により支援先が異なるため、研修内容に偏りが生じるため、職種を超えての対応と職種間の連携方法の確立					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 高齢者福祉課 障害保健福祉課 文化・国際課	26
	●高齢者総合相談センター、地域包括支援センター、認知症コールセンターの周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携	●高齢者総合相談センターのリーフレットの配布及び市町村広報誌への記事掲載等の検討 ●新聞やラジオ等による認知症コールセンターの周知 ●相談機関協議会への参加と情報提供	●高齢者総合相談センターリーフレットを毎年配布するが、相談件数が減少しているため、配布方法の検討が必要 ●より多くの県民への認知症コールセンターの周知					女性相談支援センター 高齢者福祉課	26
	●障害者110番や高知いのちの電話の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携	●相談窓口の情報収集と周知 ●障害者110番事業のパンフレット作成・配布	●連携しやすい体制(定期的な情報交換)などの検討					女性相談支援センター 障害保健福祉課	27
	●心の健康相談の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携	●相談窓口の情報収集と周知 ●心の健康相談の実施 ●配偶者暴力相談支援センター等他の相談機関から要請のあった相談者への対応 ●相談に応じて随時対応	●関係機関とのタイムリーな連携 ●福祉保健所では、加害者からの相談実績がない。					女性相談支援センター 精神保健福祉センター 福祉保健所	27
	●国際交流協会の周知、啓発チラシの作成及び配偶者暴力相談支援センターとの連携	●相談窓口の情報収集と周知 ●啓発チラシの作成、増刷						女性相談支援センター 文化・国際課	27

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
2 (3) ③	●外国語通訳及び手話通訳等の確保	●国際交流協会や民間の協力者の登録 ●手話通訳者等の養成研修の実施 ●ボランティア制度の周知	●協力者のDVへの理解度 ●高知市周辺以外は県に登録している手話通訳者等が少ないため、市町村の協力と計画的な養成が必要 ●積極的なPR					女性相談支援センター 障害保健福祉課 文化・国際課	27
3 (1) ①	●警察等と連携した安全の確保	●年度当初に連絡会を開催し、安全確保について確認 ●個別検討会を行うときは、必ず警察等に出席してもらい、連携のもと被害者等の安全の確保に努める。 ●一時保護所への避難の際は、必要に応じて警察官による搬送を実施	●関係機関の連携 ●夜間休日は、小規模署での対応が困難な場合がある。					女性相談支援センター 福祉保健所 警察本部	28
	●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立	●適当な避難場所の確保と公費負担制度の効果的な活用 ●警察・市町村・児童相談所との連携強化	●高知市中心部以外では活用が少なく、制度の周知も含めて、避難とそれに対応する制度の積極的利用を行っていく必要がある。					女性相談支援センター 警察本部	28
	●県域を越えた広域での保護体制の整備	●継続して、民間シェルター等との連携を図る。	●他県の婦人相談所との連携が十分でない。					女性相談支援センター	28
3 (1) ②	●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援	●DV相談者に制度の情報提供、手続きを支援 ●保護命令の説明及び利用への効果的アドバイスを実施						女性相談支援センター 警察本部	29
	●関係機関に対する秘密の保持の徹底	●情報共有と秘密保持、守秘義務の徹底 ●配偶者暴力相談支援センターとの、都度積極的な情報交換 ●指導事務担当者会において、DV被害者支援について情報提供	●市町村での秘密保持 ●市町村担当者等の心のケアが必要である。 ●連携の強化 ●平素から意思の疎通を図り、スムーズな情報交換ができるようにしておく。					女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部	29
	●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備	●セキュリティ対策の強化 ●入所中の見守り支援の充実 ●警察と配偶者暴力相談支援センター等が連携し、必要に応じた巡回等の実施	●被害者の生活状況、加害者の予想行動に基づき適切な巡回等を行わなければならない、的確な判断が必要					女性相談支援センター 警察本部	29
3 (2) ①	●専門機関との連携による心の健康の回復支援	●民間団体のカウンセラー等によるメンタルケアの実施(毎金曜日) ●退所後の個別カウンセリングの実施(随時)	●退所者に対する個別カウンセリングの継続					女性相談支援センター	30

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
3 (2) ①	●心理ケア担当による心の健康回復支援	●毎週火曜日に心理教育、リラクゼーションを実施	●心理ケア担当者のスキルアップ					女性相談支援センター	30
3 (2) ②	●児童相談所等と連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施	●児童相談所との連携強化 ●一時保護及び施設入所措置を行った児童の状況に応じて児童への心理判定やカウンセリング等実施	●配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との相互理解が必要 ●配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携の強化及び役割分担の再確認					女性相談支援センター 児童相談所	30
	●療育福祉センターと連携した障害の心配のある子どもへの対応	●療育福祉センターとの連携強化 ●「療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」において、相談支援のあり方を検討	●療育福祉センターの診察を要する児童を同伴しているが、予約がいっぱいですぐに受けることができず、サービス導入が遅れる。(DV被害者への負担軽減として、相談のみ入所中にしてもらっている。)					女性相談支援センター 療育福祉センター	30
3 (2) ③	●安心して遊ぶことのできる環境の整備	●中庭・プレイルーム・学習室の整備 ●ベビーシッターの確保 ●保護している子どもへのプレイセラピー等の機会を提供						女性相談支援センター 教育委員会	31
	●学校と連携した一時保護所での教育支援	●教員OBによる学習支援実施(随時) 登録教員OB(4名)	●代替OBの不足 ●学校の協力が必要					女性相談支援センター 教育委員会	31
	●就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援	●国が導入した所得連動型返還猶予制度に準じた猶予制度導入の検討 ●情報の収集と学校との連携強化 ●授業料無償化の実施(専攻科を除く)により、すべての生徒が等しく学べる支援の実施 ●専攻科の生徒への授業料の減免	●新たな財源が必要となる。 ●情報共有が十分でない。					女性相談支援センター 教育委員会	31
3 (2) ④	●設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策	●南海地震等の対策として、年3回避難訓練を実施						女性相談支援センター	31
	●備蓄等の充実	●備蓄品等の拡充(3日分→1週間分)	●継続的な予算の確保					女性相談支援センター	31

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
3 (2) ④	●代替施設による事業の継続	●相談、一時保護の代替施設の確保	●各種施設等がBCPを検討するため、代替候補施設の確保が困難					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	31
3 (3) ①	●郡部における一時保護施設の確保	●一時保護委託の民間施設の開拓(東部)						女性相談支援センター	32
3 (3) ②	●民間シェルターとの連携による一時保護体制の充実	●既存の支援団体との連携強化 ●一時保護委託先の確保(4か所確保済)	●民間シェルターの拡充 ●県東部、県外の委託先の確保					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	32
	●障害者及び高齢者施設の活用の検討	●研修時に参加施設名簿等を配布し、施設間での協力体制の構築を促す。	●市町村が異なる受入施設を複数確保するために、関連市町村の合意形成が必要					高齢者福祉課 障害保健福祉課	32
4 (1) ①	●県営住宅の募集時の優先措置による支援	●定期の募集による応募者の入居に係る選考にあたって、DV被害者の当選倍率を高める方法による選考の実施	●DV被害者の住宅が必要な時期と県営住宅の定期募集の時期が一致するとは限らない。被害者の自立時期に臨機応変に対応していく必要がある。					住宅課	33
	●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供	●民間事業者との協力体制の確立	●入居時の保証人の確保					女性相談支援センター	33
	●保証料補給制度、融資制度等の情報提供	●情報収集の充実						女性相談支援センター	33
	●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討	●DV被害者の県職員住宅・県営住宅短期利用の検討 ●緊急を要するDV被害者の一時入居先として、県営住宅が活用できるよう、関係規定を整備	●被害者が必要とする時に、常に利用できるかどうか課題 ●被害者のプライバシーの確保 ●DV被害者の希望している生活圏域での確保 ●県営住宅への入居は、定期募集によることが基本であり、必ずしも被害者の希望に添えない場合がある。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 職員厚生課 住宅課	34
4 (1) ②	●ハローワークとの連携による就職の促進	●一時保護、自立支援入所者への積極的な支援や働き掛け ●ハローワークとの連絡会の実施	●DV被害者の実情についての理解					女性相談支援センター	34

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
4 (1) ②	●企業の理解の促進や求人情報の提供による就職の促進	●経営者団体等に対し、機関紙への啓発、企業におけるDVに関する従業員研修等の実施を、関係課を通じて、もしくは、直接関係団体等へ働きかける。 ●企業への協力依頼 ●労働局との連携による広報等の検討	●業界団体や企業等とのつながりが無い。 ●企業においてDVに対する認識が十分ではなく、DVに関する啓発に関心が薄い。 ●就労先が特定される。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 雇用労働政策課	34
	●就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供	●一時保護入所者への積極的な支援や働き掛け ●母子家庭等就業・自立支援センターを通じ、ハローワークと連携を取りながら、被害者に求人情報を積極的に提供 ●企業や民間団体の協力も得て、就職につながる効果的な支援の実施 ●ジョブカフェこうちで実施するしごと体験講習について、必要な場合は、被害者が優先的に受講をできるように配慮	●資格取得のための受験料などの費用負担 ●母子家庭の母は、雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯や対象者のスキルの問題などにより、臨時、パート雇用が多く、望む職種に就職するのが難しい。 ●相談支援機関のしごと体験業務の周知と情報交換を行う。					女性相談支援センター 児童家庭課 雇用労働政策課	34
	●就職活動及び技能習得時の託児支援	●一時保護入所者就職活動時の同伴児への託児実施、託児情報の収集と提供 ●民間教育訓練施設で実施する職業訓練に、託児サービス付き訓練を設定し、関係機関と連携した広報活動 ●「こうちファミリーサポートセンター」の会員拡大に向けた課HP掲載等の広報 ●ソーレが行うパソコン講座や簿記講座における託児支援	●子どもの預け先の確保 ●託児サービス付き職業訓練のコース数が限定されることもありニーズを踏まえたコース設定が必要 ●「こうちファミリーサポートセンター」について、依頼会員に比べ援助会員が少なく、サポートする側の援助会員の増加が必要。 ●ソーレが行うパソコンや簿記講座終了後の就労効果についての検証					女性相談支援センター 雇用労働政策課 ソーレ	34
4 (1) ③	●生活保護等の情報提供と手続きに際しての支援	●必要な相談者及び入所者への支援 ●被害者の自立支援のために、生活保護等の情報提供と手続きがスムーズにできるよう努める。	●居所が確保できない人への対応 ●支援を行うため、相談につなげる体制整備					女性相談支援センター 福祉保健所	35
	●被害者の日常生活に対する支援の検討	●児童福祉審議会での検討やパブコメの実施に基づく計画策定 仮称：ひとり親家庭等自立促進計画(第2次)	●ニーズ、要望の把握					児童家庭課	35
	●支援制度窓口のワンストップ化	●市町村内ネットワークの構築の働きかけ ●DV被害者支援サポートブック作成時の参考資料として情報共有シートを作成し、研修等を通じて各市町村で活用を促す。	●市町村においても、DV窓口は男女共同参画や人権所管部門で、福祉部門ではない場合がある。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	35

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
4 (1) ④	●一時金や支援物資の提供などで、被害者をサポートしてくれる企業や民間支援団体の拡充	●業界の機関紙への啓発、研修等の実施により、協力を働きかけ ●広報を通じて、広く県民に支援を呼びかけ ●民間団体等への協力依頼、要望の実施 ●企業・民間支援団体からの物品の提供 ●任意団体の立替え制度の活用	●継続して、常に提供できる体制の構築 ●金銭面での支援の拡充 ●DV被害者の生活ニーズに合った支援品の確保					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	35
4 (1) ⑤	●関係課による県基本計画の進捗状況の把握や課題等の検討	●庁内関係課担当者会の継続実施 ●担当者会出席による関係機関の情報の把握 ●積極的な意見交換で問題解決を図る。	●その都度庁内関係課と協議している状況なので、各課の施策の情報提供 ●的確な現状把握と目的達成に向けた計画の修正等を行っていかなければならない。					県民生活・男女共同参画課 県立病院課 教育委員会 警察本部	35
4 (2) ①	●保護命令発令後の安全の確保	●警察等との連携 ●関係機関への安全確保の周知 ●保護命令後の指導警告と巡回等万全な保護対策の実施 ●指導事務担当者会において、DV被害者支援について情報提供	●本人から帰宅することがある。 ●被害者に対する対策について都度検討し的確な対応をしていかなければならない。					女性相談支援センター 教育委員会 警察本部	36
	●緊急避難体制の確保	●警察との情報共有と連携 ●被害者との連絡を密にして、関係機関との連携を強化する。	●被害者との連絡のタイミング、関係機関との連携方法について検討を要する。					女性相談支援センター 警察本部	36
	●地域のネットワークの構築による情報共有	●ブロック別関係機関連絡会議、DV対策連携支援ネットワーク及び庁内関係課担当者会等を通じたネットワーク構築の働きかけや情報提供 ●地域での研修会等への参加 ●要保護児童対策地域協議会の構成機関の連携、情報共有、会議への参加 ●市町村地域福祉アクションプランの策定及び進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有 ●高齢者専門相談員を市町村に派遣する取組、事例検討会の開催、職員研修会開催の継続 ●講演会や市町村との協議を通じて、関係機関と連携を強化 ●母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備 相談員研修参加 年12回 ●DVなどにより被害を受けた児童及び保護者に対する児童心理司、認定心理士のカウンセリングの実施 ●母子等支援員による相談、専門機関への紹介 (安芸和光寮・ちぐさ) ●相談に応じて個別検討会を行い、関係機関の連携により情報共有及び見守りを行う。 ●指導事務担当者会において、DV被害者支援について情報提供	●地域福祉と言った時、高齢者・障害者・児童等はすぐ見守り対象として挙げられるが、DV被害者は想定されていない。 ●DVへの理解 ●市町村における会議開催情報のキャッチ及び庁内での共有 ●地域包括支援センターが他業務多忙のため、研修会等に積極的な参加や、新たな取組ができにくい状況にある。 ●母子生活支援施設へのDV被害者入所の増加により、子どもも含めた心理面でのケア(発達障害を含む。)が求められていることへの対応 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部	36



項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組		担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H25年度の実施計画	実施上の課題等			
4 (2) ①	●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知	●今後もこれまでの取組と同様に戸籍・住民基本台帳事務協議会の県内各6ブロック会(安芸地区、幡多地区、中央東地区、高岡地区、中央地区、仁淀川地区)において、制度の趣旨及び留意点等の周知に努める。	●これまでの、各市町村から加害者に支援者の情報が漏れたという報告はないが、市町村において、支援対象者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求がなされた場合、支援対象者の住所が、なりすまし等によって加害者に知られることがないよう市町村窓口担当者に周知していく。						市町村振興課	37
4 (2) ②	●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り	●関係機関の連携により、主となる機関(学校・保育園)を中心に見守り ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●より質の高い保育・教育・親育ち支援の充実に向けた支援 ●教育相談の中でDVを早期発見し、関係機関と連携	●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有						福祉保健所 児童相談所 教育委員会	37
	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア	●健康観察の実施やスクールカウンセラー等による専門的視点からの「気づき」をもとに、気になる子どもへの声かけやアプローチを行う。 ●適切なケアを行うための研修の充実を図る。							教育委員会	37
	●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア	●スクールソーシャルワーカー等との連携 ●スクールソーシャルワーカーを新たに、2市町村・3県立中に配置 ●スクールソーシャルワーカーの専門性・対応力向上を目指し、講師を招聘した研修会を実施 ●相談に応じて個別検討会を行い、市町村職員等との連携のもと、市町村職員等が家庭訪問等によりケアを実施	●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり						女性相談支援センター 福祉保健所 教育委員会	37
	●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●ブロック別関係機関連絡会議を開催し、地域のネットワークに民間支援団体等の参画を促進 ●民間支援団体との連携強化 ●民間シェルターに対する運営費補助	●県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成						県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	37
	●配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実	●生活サポーターによる退所後のフォローの充実 ●各種支援団体との連携	●多様な被害者に応じたフォロー体制づくり						女性相談支援センター	37
5 (1) ①	●市町村基本計画の策定と取組の推進	●男女共同参画サポート事業を活用した市町村基本計画の策定を働きかけ ●ブロック別関係機関連絡会議等を通じたDV理解の浸透 ●市町村への情報提供	●市町村が主体的に取り組むためには、対応にあたっての共通認識が必要だが、市町村では基本計画の策定に取り組む気運が低い。						県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	38

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
5 (1) ①	●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等の周知	●広報素材の提供など、市町村広報紙作成への協力 ●ブロック別関係機関連絡会議等を通じた啓発	●現状は、県の窓口広報となっており、市町村窓口の周知が不十分なので、市町村が主体となった相談窓口の広報					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	39
	●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じた啓発 ●サポートブック(相談シート)の活用 ●関係部署を集めての連携会議の開催	●市町村DV窓口が男女共同参画や人権所管部門であることから、直接的な支援策を所管していない。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	39
	●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有	●DV被害者支援サポートブックの改訂版作成						女性相談支援センター	39
	●相談窓口等職員に対する研修の実施	●DV対策連携支援ネットワーク及びブロック別関係機関連絡会議等を通じた研修 ●市町村等の研修機会を活用した情報提供 ●研修への講師派遣	●受講者のレベルに合わせた研修の実施 ●参加者の募集 ●人権啓発センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権啓発センター ソーレ	39
	●配偶者暴力相談支援センターによる情報提供や職員研修	●各種の機会を活用して研修を行う						女性相談支援センター	39
5 (1) ②	●ブロック別関係機関連絡会議を通じた連携強化	●ブロック別関係機関連絡会議の開催 ●福祉保健単位で各市町村と配偶者暴力相談支援センターの研修会を開催 ●市町村地域福祉アクションプランの策定及び進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有	●市町村をはじめ、地域の福祉部門とのつながりがないので、調整に時間がかかる。 ●市町村における会議開催情報のキャッチ及び庁内での共有					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 福祉保健所	39
5 (2) ①	●地域における関係機関・団体、者との連携強化	●ブロック別関係機関連絡会議の開催 ●福祉保健所単位で各市町村と女性相談支援センターの研修会を開催 ●民生委員・児童委員へのDV対策の周知について市町村及び市町村社協等と協議 ●市町村地域福祉アクションプランの策定及び進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有 ●地域に密着した支援者(見守り者)の増員と技量向上のための研修会の開催 ●障害者虐待防止法との連携した防止対策等の広報・啓発 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●指導事務担当者会において、DV被害者支援について情報提供	●DV担当課が市町村をはじめ、地域の福祉部門とのつながりがないので、調整に時間がかかる。 ●民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応 ●市町村における会議開催情報のキャッチ及び庁内での共有 ●各市町村では人材が不足しているため各活動の支援者は、高齢者で複数の役職を担って傾向があり、支援者の増加は難しい状況にある。活動事業の支援策の立案も必要と考えられる。 ●障害者の相談支援の実施主体である市町村の担当等との周知や連携体制が必要 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 児童相談所 教育委員会	40

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
5 (2) ②	●生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供及び利用への支援	●庁内担当者等を通じて活用できる施策等の情報提供の依頼(市町村に情報提供する際は、県民生活・男女共同参画課への情報提供を依頼) ●相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報提供 ●相談に応じて被害者の生活再建のために、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用への支援がスムーズにできるよう市町村との連携	●各課の日々の業務の中で、DV支援の視点が弱い。 ●市町村窓口担当のスキルアップが必要					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所	41
5 (3) ①	●地域のネットワークの構築による情報共有	●ブロック別関係機関連絡会議の開催 ●DV対策連携支援ネットワーク会議でDV被害者支援にかかわる官民合同での研修 ●市町村地域福祉アクションプランの策定及び進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有 ●市町村との協議の場を活用し、関係機関と連携したネットワークの構築と強化を促す。 ●要保護児童対策地域協議会の構成機関の連携、情報共有、会議への参加 ●相談に応じて個別検討会を行い、関係機関の連携により情報共有 ●継続的な指導を積極的に行い、その必要な措置を他機関と連携して実施	●DV担当課が市町村をはじめ、地域の福祉部門とのつながりが少ないので、調整に時間がかかる。 ●加害者対応をしている機関との連携 ●市町村における会議開催情報のキャッチ及び庁内での共有 ●高齢者虐待防止ネットワーク又はそれに準じる組織において、各関係機関が同等の立場で取組むことができているか。 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり ●他機関との連携方法について検討を要する。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部	42
5 (3) ②	●あったかふれあいセンター等との連携	●配偶者暴力相談支援センター来所のニーズのあるDV被害者がいる場合は、連携して相談対応 ●地域福祉コーディネーター研修等による相談面接技術の向上 ●DV対策にかかるパンフレットの設置 ●隣保館は、地域に密着した福祉施設なので、被害者が地域で孤立することがないように、相談等で立ち寄れる場所の一つとして連携を進める。	●女性相談支援センターの職員があったかふれあいセンターのサービスについて理解ができていない。 ●委託元である市町村との問題意識の共有					女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 人権課	42
5 (3) ②	●民間支援団体との連携	●ブロック別関係機関連絡会議の開催 ●DV対策連携支援ネットワークの充実 ●定期的な意見交換会の実施	●地域の福祉団体等とのつながりが少ない。					県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター	42
5 (3) ③	●児童相談所や福祉保健所等による育児支援	●要保護児童対策協議会で情報共有し、構成機関が連携しながらDV被害者へ支援を行っていく。 ●生活保護世帯の場合は、生活保護担当者と母子児童担当者で家庭訪問を行う。	●市町村等関係機関との連携 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有					女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所	43

項目	取組の内容	計画(P)		実行(D) ・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C) 実施後の分析、検証	改善(A) H25年度の実施計画	次年度の取組 実施上の課題等	担当課室	計画冊子記載ページ
		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等						
5 (3) ③	●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	●民生委員・児童委員へのDV対策の周知について市町村及び市町村社協等と協議 ●要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援 ●児童虐待の確証がなくても、疑った時点で通告することや、DVとおもわれる事案についても速やかに連絡することを周知し、早期発見による早期支援につなげる。	●民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応					地域福祉政策課 児童家庭課 教育委員会	43
	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア	●健康観察の実施などによる「気づき」をもとに、気になる子どもへの声かけやアプローチを行う。 ●適切なケアを行うための研修の充実を図る。						教育委員会	43
	●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア	●スクールソーシャルワーカーを新たに、2市町村・3県立中に配置 ●スクールソーシャルワーカーの専門性・対応力向上を目指し、講師を招聘した研修会を実施 ●研修会等を通じ理解と連携を強化 ●市町村等関係機関との連携により、地域での支援を依頼	●市町村等関係機関との連携					女性相談支援センター 福祉保健所 人権教育課	43